

第六十六号議案

江戸川区民間賃貸住宅家賃等助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の第二条第一項第一号イに該当する世帯として第五条第一項の規定による助成決定を受けている世帯は、この条例による改正後の第二条第一項第一号イに該当する世帯として第五条第一項の規定による助成決定を受けた世帯とみなす。

(説明)

民間賃貸住宅家賃等助成の助成対象を改めるほか、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出いたします。